



申29号 2022年度夏季手当等に関する緊急申し入れを行う！

2022.6.8

JR東労組は、申28号「2022年度夏季手当等に関する申し入れ」について、6月7日に「基準額は、基準内賃金の2.3ヶ月分とする。」とした、要求とは大きくかけ離れた回答が会社より示されました。

第3回交渉では、組合員・社員からの6800件を超える声を基に、「コロナ禍における弛まぬ職場の努力」「先行きの見通し」「モチベーション向上・人材流出の危機感」を改めて訴えてきました。しかし、会社は「会社ができる最大限の回答をしている」との回答を繰り返し、「2.3ヶ月」の根拠を求めると、またもや「様々な要素を加味した最大限の回答をしている」と回答しました。さらに、回答書には、福島県沖地震の復旧等に尽力した組合員に対するの労いの記載が一切無く、職場からは不満や怒りの声も上げられていることから、「2.3ヶ月」の根拠を明確にすることが求められています。

さらなる業績回復や黒字を実現した場合の組合員・社員への還元については、「様々な要素を勘案して決定する考え方は変わらない」との会社の姿勢は、期末手当を抑制する経営姿勢だと言わざるを得ません。なぜならば、直近では経営が好調であった2017年度から2019年度までは「突出感」を理由に右肩上がりの業績でも、年間支給月数は「6.09ヶ月」に据え置かれ、横ばいの数字となりました。過去最大の赤字であった2020年度の影響を受けた、昨年度の期末手当は「足元の業績」を理由に過去最低の年間「4.0ヶ月」の支給となりました。そして、赤字とはいえ昨年度比から大幅に改善されている状況下における今夏季手当では、「好循環」を理由に支給が抑えられているからです。期末手当を抑制する理由を並べ、今後も人件費を抑制するかのような、また過去のベースに戻さないような経営姿勢に強い危機感を持ちます。

したがって、組合員と家族の生活を守り、モチベーション維持・向上のもと、今後のさらなる業績回復や黒字に向け、魅力あるJR東日本会社とするために労使の認識一致を今図ることが必須であることから、緊急に申し入れ、速やかに団体交渉の開催と真摯な回答を求め議論を行います！

要求項目

1. 申28号申し入れに対する「基準額は、基準内賃金の2.3ヶ月分とする。」との回答の根拠と、回答書に福島県沖地震の復旧に尽力した組合員・社員に対する認識の記載がない根拠を明確にすること。また、組合員・社員のモチベーション維持・向上のもと、今後のさらなる業績回復や黒字に向け、魅力あるJR東日本会社とするために労使の認識一致を図り、以下の内容を実施すること。

- ① 申28号「2022年度夏季手当等に関する申し入れ」に対する「基準額は、基準内賃金の2.3ヶ月分とする。」との回答を修正し、2022年度夏季手当を基準内賃金の3.0ヶ月分とする。
- ② 新型コロナウイルス感染症対応に対する特別手当として、全従業員(出向者を含む)対象に一律5万円を支給すること。
- ③ 回答については、2022年6月10日までとすること。

全組合員で緊急申し入れの読み合わせを行おう